

車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習規程（昭和五十二年労働省告示第二百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（講師）</p> <p>第一条 車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第二十第十九号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>	<p>（講師）</p> <p>第一条 車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>